

富士見市議会事務局障がい者活躍推進計画

機関名	富士見市議会事務局
任命権者	富士見市議会議長
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日(5年間)
富士見市議会事務局における障がい者雇用に関する課題	<p>本市議会事務局は、正規職員が6人の小規模な機関であり、その全員が市長部局からの出向者であることから、本市議会事務局において独自の職員募集・採用は行っていない。</p> <p>また、これまで、障がい者である職員の配置はなく、組織的な体制整備は特段行っていない。</p>
目標	
①採用に関する目標	本市議会事務局の正規職員は全員出向者で構成されており、独自の職員募集・採用は行っていない。
②定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	本市議会事務局の正規職員は全員出向者で構成されており、独自の職員募集・採用は行っていないが、障がい者である職員が配置された場合は相談窓口を設定する。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選出・創出	障がい者職員が配置され、又は身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>相談窓口への相談のほか、年2回実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
4 その他	各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。